

(介護予防)訪問介護 ホームヘルプサービス「東村山陽だまり」運営規程

(事業の内容)

第1条 生活協同組合パルシステム東京が開設するホームヘルプサービス「東村山陽だまり」(以下「事業所」という。)が行う指定訪問介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護研修の終了者(以下「訪問介護員等」という。)が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供する事を目的とする。

(運営の方針)

第2条 当事業所の訪問介護員は、要介護者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保険・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 生活協同組合パルシステム東京 ホームヘルプサービス「東村山陽だまり」

(2) 所在地 東京都東村山市恩多町1-10-1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 当事業所に勤務する職種、員数、及び勤務内容は、厚生労働大臣が定める指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準によるものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 当事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日～金曜日・祝日
ただし、12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前9時から午後5時30分までとする。

(3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定訪問介護等の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定訪問介護の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、(介護予防)訪問介護契約書における契約書別紙によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスである時は、その1割の額とする。

- (1) 身体介護 食事介助、排せつ介助、入浴(清拭)介助、着替介助、体位交換、通院介助、その他
 - (2) 生活援助 食事の支度、洗濯、掃除、買い物、薬の受取、その他
 - (3) 夜間巡回 排せつ介助、体位交換
- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う訪問介護事業に要した交通費は、その実額を徴収する。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、東村山市・清瀬市・東久留米市・小平市・東大和市の地域とする。

(相談・苦情対応)

第8条 当事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2 当該事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。

(事故処理)

第9条 当事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から2

年間保存する。

3 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。
(緊急時等における対応方法)

第10条 訪問介護員等は、訪問介護のサービス提供中に、利用者の病状に急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

2 前項について、しかるべき対応をした場合には、速やかに管理者に報告しなければならない。
(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市区町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第12条 指定訪問介護事業は、訪問介護員等の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年2回以上

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は生活協同組合パルシステム東京と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

(改廃)

この規程の改廃は、専務理事が行う。

(施行日)

この規程は、2003年7月1日から施行する。

2003年 7月 1日制定
2005年10月17日改定
2005年12月28日改定
2006年 4月11日改定
2008年 8月 5日改定
2012年 7月25日改定
2013年 1月24日改定
2023年11月28日改定